地域県土警察常任委員会資料

(令和6年10月7日)

[件名]

- 島根原子力発電所2号機の安全対策の確認について (原子力安全対策課) … 2
- 島根原子力発電所2号機の安全確保に係る意見(案)について (原子力安全対策課)…34

危 機 管 理 部

島根原子力発電所2号機の安全対策の確認について

令和6年10月7日 原子力安全対策課

鳥取県、米子市及び境港市(以下「鳥取県等」という。)は、島根原子力発電所2号機(以下「島根2号機」という。)における中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)からの新規制基準への適合性審査の事前報告に対し、条件を付して、設計及び工事の計画及び保安規定変更の認可手続きを進めることを容認し、鳥取県等は引き続き島根2号機の安全確認を続けることとなった。

鳥取県等では原子炉設置変更許可後、後段規制となるこれらの認可に係る審査結果、さらには令和6年1月1日に発生した能登半島地震による島根2号機の審査結果及び避難計画への影響、安全対策工事の実施状況等について、中国電力主催の自治体説明会や島根2号機の視察等により県・市職員が確認するとともに、原子力安全顧問会議や原子力安全顧問ワーキング、島根2号機の視察等を通じて専門家である原子力安全顧問にも確認いただいたところである。

周辺自治体として最も大事なことは安全に対して意見を言うことであり、周辺基礎自治体である米子市及び境港市の意見を基本とし、原子力安全顧問、住民及び県議会の意見を踏まえ、広域自治体として中国電力への意見案を取りまとめることとした。

1 安全対策の確認の進め方

島根2号機の安全対策の確認に当たっては、米子市及び境港市の意見を基本とし、専門家である原子力安全顧問及び住民からの意見を聴取することとした。

(1)対応方針の決定

原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、知事、米子・境港両市長が国及び中国電力から説明を受けた後で、今後の対応方針について協議した。

(2)原子力安全顧問による確認

対応方針に従って、知事、米子・境港両市長に続いて、専門家である原子力安全顧問が説明を受けるための原子力安全顧問会議及び原子力安全顧問ワーキングを適宜開催し、質疑応答により疑問点等をクリアにするなど各顧問が検証・確認を行った上で、顧問からの意見を聴取するための原子力安全顧問会議を開催した。

(3) 住民による確認

原子力安全顧問から島根2号機の安全対策に係る意見を聴取した後、原子力安全対策合同会議を 開催し、住民の代表である米子市及び境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員に対して、国、 中国電力及び原子力安全顧問が直接説明を行い、一般傍聴者を含めた意見を聴取した。

(4) 鳥取県による取りまとめ

米子市及び境港市からの意見を基本とした上で、原子力安全顧問、住民、県議会の意見を踏まえて、広域自治体である鳥取県において、中国電力への鳥取県等の意見案を取りまとめた。 さらに、国の権限に応じ、必要な事項などを要望する。

2 安全の監視と確認

(1) 新規制基準(設計及び工事の計画及び保安規定変更)の適合性審査

[設計及び工事の計画] 審査会合9回、ヒアリング495回

(申請) 平成25年12月25日 (認可) 令和5年8月30日

[保安規定変更] 審査会合5回、ヒアリング33回

(申請) 平成25年12月25日 (認可) 令和6年5月30日

※ 参考[原子炉設置変更] 審査会合184回

(申請) 平成25年12月25日 (許可) 令和3年9月15日

ア 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(令和4年4月7日)

令和4年3月25日、鳥取県等は島根2号機の「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」(**添付1**)について、安全を第一義として、条件付きで了解する旨を中国電力に回答(**添付2**)した。

中国電力から同年4月7日に誠意をもって対応するとの回答(添付3)があり、中国電力は工

事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応し、鳥取県等が意見を出した場合は誠意をもって対応することとなった。このような対応は安全協定では規定されておらず、鳥取県独自の安全対策に係る慎重かつ厳重な対応が行われることとなった。

この中国電力からの回答をもって、鳥取県等は中国電力に対して、設計及び工事の計画及び保安規定変更に対する安全対策を確認し、意見を述べることとした。

(2) 令和6年能登半島地震

1月1日に石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する大地震が発生したことを受け、引き続き新規制基準が有効であり、すでに許認可を受けていた島根2号機の新規制基準の審査結果に影響がないか、また国の原子力防災会議で了承された自治体の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」に影響がないかを確認することとなった。

ア 令和6年2月議会(令和6年2月21日~3月22日)

令和6年2月議会では、能登半島地震を受け、島根2号機の審査結果の妥当性(特に宍道断層 と鳥取沖断層の連動)や避難計画の実効性について、議員から多くの質問が挙がった。

イ 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(令和6年4月4日)

2月議会での議論を踏まえ、能登半島地震を踏まえた島根2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について国の見解等を確認する必要が生じたため、国(原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省)及び中国電力に申入れを行うこと及びその内容について、知事及び米子・境港両市長の三者で協議し合意を得た。

ウ 国及び中国電力への申入れ(令和6年4月4日、4月5日)

原子力安全対策プロジェクトチーム会議での申入れ内容の合意を得て、4月4日に中国電力に対し、能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について申入れ(**添付4**)を行った。 続いて、翌日4月5日に原子力規制委員会及び経済産業省に島根2号機の審査結果の妥当性について、内閣府(原子力防災)及び経済産業省に「島根地域の緊急時対応」の実効性について申入れ(**添付4**)を行った。

エ 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災)との意見交換(令和6年7月20日)

島根2号機の安全対策について、原子力規制委員会との意見交換を行った。これは原子力発電 所が立地する地元関係者と意見交換を行うため、原子力規制委員会が主催となって各地域を順々 に巡って行っているものであり、今回島根地域で初めて開催された。

また同日、島根県主催の内閣府(原子力防災)との意見交換を行い、能登半島地震を踏まえての避難計画の実効性についての国の考え方を確認した。

鳥取県等からは、原子力規制委員会に対して、島根2号機の安全性が担保されているのか、また内閣府(原子力防災)に対して、「島根地域の緊急時対応」の実効性に変わりはないのかについて、判断理由を含めて文書回答するよう要請した。

オ 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(令和6年8月9日)

(ア)国及び中国電力への申入れに対する回答

8月7日に原子力規制庁から、8月8日に内閣府(原子力防災)、経済産業省、中国電力からの申入れに対する文書回答を受理し、今後の対応方針について知事及び米子・境港両市長と協議した。各機関からの申入れ回答(添付4)の概要は以下のとおり。

[原子力規制委員会]

・現時点で規制に反映させるべき新知見はなく、審査結果の見直しは必要ない。

[内閣府(原子力防災)]

・「島根地域の緊急時対応」は自然災害との複合災害を想定して策定されており、現段階での 見直しは不要。

[経済産業省]

・原子力事業者に対して安全性向上に向けて不断に取り組むよう指導する。

[中国電力]

・「安全性の向上に終わりがない」との考えのもと、自主的な改善を図っていく。

知事から、疑問に対する一定の回答が得られ、誠実に回答いただいたことは評価する旨の発言があった一方で、これらの回答を精査するため、専門家である原子力安全顧問の意見を聞く との考えが示された。

(イ)南海トラフ地震との関連性

8月8日に南海トラフ地震との関連性が懸念される日向灘を震源としたマグニチュード7. 1 (最大震度6弱)の大きな地震が発生したことを受け、南海トラフ地震が発生しても島根原子力発電所の安全性は確保されるのかという知事からの質問に対し、後日国から回答をいただくこととなった。

(3) 安全対策工事の実施状況

ア 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(令和6年8月9日)

中国電力から安全対策工事の状況報告を受け、今後の対応方針について知事及び米子・境港両市長と協議した。

中国電力から主要設備の設置が完了して発電所の安全対策工事を確認できる段階であるとの報告を受け、知事から米子・境港両市長とともに安全対策工事について現地視察を行う意向が示された。さらに、原子力安全顧問にも島根2号機の安全対策工事の状況及び中国電力からの聞き取りを現地で行い確認いただく方針が示された。

3 原子力安全顧問による確認

島根2号機の設計及び工事の計画及び保安規定変更の審査内容、能登半島地震を受けての国及び中国電力への申入れに対する回答の妥当性、安全対策工事の実施状況等について、国及び中国電力により適正に行われていることを確認するため、計4回の原子力安全顧問会議と計2回の顧問ワーキングを開催した。

(1)原子力安全顧問会議(令和5年8月18日)

中国電力から原子力安全顧問に対し、島根2号機の設計及び工事の計画の審査状況を説明し、原子力安全顧問に専門的な観点から確認いただいた。

(2)原子力安全顧問会議(令和6年7月8日)

原子力規制庁及び中国電力から原子力安全顧問に対し、島根2号機の設計及び工事の計画及び保 安規定変更の審査内容全般を説明し、原子力安全顧問に専門的な観点から確認いただいた。

(3)原子力安全顧問会議(令和6年8月20日)

8月9日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議での知事の発言を受けて、原子力安全顧問に 国及び中国電力への申入れに対する回答を専門的な観点から確認いただくため、原子力安全顧問会 議を開催した。

また、8月9日の会議において、原子力安全顧問が島根2号機を視察する方針が示されたことから、視察に先立ち、中国電力からの説明により島根2号機の安全対策工事の状況を確認いただいた。

(4) 原子力安全顧問による島根2号機の視察(令和6年8月24日、9月5日)

8月20日の原子力安全顧問会議において、島根2号機の安全対策工事の各設備に対する中国電力からの説明を受けた後、専門的な視点で安全対策工事の状況を直接確認するため、原子力安全顧問が島根2号機を視察した。

新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、 また能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察を行うとともに、中国電力から訓練や安全に 対する意識等の聞き取りを行った。

(5)原子力安全顧問会議(令和6年9月9日)

ア 新規制基準の適合性審査、国・中国電力への申入れに対する回答、安全対策工事の実施状況

島根2号機の設計及び工事の計画及び保安規定変更に関する審査結果、国(原子力規制委員会、 内閣府(原子力防災)、経済産業省)及び中国電力への能登半島地震を踏まえた島根2号機の審査 結果の妥当性と避難計画の実効性に関する申入れに対する回答、安全対策工事の実施状況等について、原子力安全顧問が意見を取りまとめ(添付5)、知事及び両市長に報告した。

イ 南海トラフ地震との関連性

8月9日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議での南海トラフ地震臨時情報に関する知事からの質問に対して、原子力規制庁から回答があり、地震規模(マグニチュード)と震央距離との関係から島根原子力発電所の敷地への影響は大きくなく、内閣府から公表された「南海トラフの巨大地震モデル検討会における震度の最大分布」では島根半島が概ね震度4とされていること、また新規制基準では、南海トラフ地震のようなプレート間地震や海洋プレート内地震に対し

て、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえた審査が行われており、これらの結果、 施設の安全性が確保できるとした中国電力の評価結果が妥当であるとの回答を得た。

4 住民による確認

(1)原子力安全対策合同会議(令和6年9月9日)

国(原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省)、中国電力及び原子力安全顧問から、 島根2号機の審査結果、国及び中国電力からの申入れへの回答、原子力安全顧問の意見等について 説明し、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員及び傍聴者からの意見を聴取した (添付6)。

5 中国電力による住民への説明

鳥取県等が新たに施行された規制基準に係る安全対策を了解する際、中国電力に対して、工事計画 認可等所要の法令上の手続きについて適宜鳥取県等に報告し、県民に対して分かりやすく丁寧な説明 を行うとともに、鳥取県等より意見を出した場合は誠意をもって対応するよう申入れを行った。

(1) 自治体説明会

ア 設計及び工事の計画に係る審査会合の概要(令和4年7月11日)

審査会合1回目から3回目までの審査状況(設計及び工事の計画の認可申請の全体概要、対応 状況等)についての説明会を開催した。

イ 設計及び工事の計画に係る審査会合の概要(令和5年5月16日)

審査会合4回目から9回目までの審査状況(設計及び工事の計画の認可申請の防波壁の健全性評価や漂流物衝突荷重の設定、取水槽の耐震評価等)についての説明会を開催した。

ウ 保安規定変更に係る審査会合の概要(令和6年4月4日)

審査会合1回目から4回目までの審査状況(保安規定変更の認可申請の全体概要、重大事故等対処設備に係る運転上の制限等)についての説明会を開催した。

(2)公民館単位での説明会(令和6年5月13日~29日)

原子力防災広域住民避難計画等説明会を境港市内7地区で開催した。

境港市からは、「鳥取県原子力防災ハンドブック」及び「原子力災害発生時の避難行動計画地区別パンフレット」を用いて、避難行動等について説明した。

中国電力からは、島根原子力発電所の概要説明に加え、能登半島地震による志賀原子力発電所への影響について説明し、併せて志賀原子力発電所で起こった事象に対する島根原子力発電所での安全対策についての説明があった。

(3)原子力安全対策合同会議(令和6年9月9日)[再掲]

中国電力から、島根2号機の審査結果及び申入れへの回答等について説明し、米子市・境港市の 原子力発電所環境安全対策協議会委員及び傍聴者からの意見を聴取した。

(4) 住民説明会(中国電力主催)

令和5年9月8日に境港市、同年9月12日に米子市において、島根1号機の廃止措置計画(第2段階)と併せて、島根2号機の設計及び工事の計画の審査状況に係る説明会を開催した。

(5) 広報誌「あなたとともに」

年4回発行し、島根原子力発電所のPAZ、UPZ内の自治体の世帯に配布。

6 鳥取県等による確認

(1) 安全対策工事の実施状況

ア 鳥取県等職員による島根2号機の視察(令和6年8月19日)

8月9日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、中国電力から島根2号機の安全対策工事において主要設備の設置が完了したとの報告を受けたことから、直接安全対策工事の状況を確認するため、鳥取県、米子市及び境港市の職員が島根2号機を視察した。

新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、また能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察を行った。

イ 知事・両市長による島根2号機の視察(令和6年9月8日)

直接安全対策工事の状況を確認するため、鳥取県等の職員、原子力安全顧問に次いで、知事及

び米子・境港両市長が島根2号機を視察した。

新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、また能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察を行った。

(2) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(令和6年8月9日)[再掲]

ア 国及び中国電力への申入れに対する回答

8月7日に原子力規制庁から、8月8日に内閣府(原子力防災)、経済産業省、中国電力からの 申入れに対する文書回答を受理し、国及び中国電力から文書回答の内容について説明を受けた。

イ 安全対策工事の実施状況

中国電力から島根2号機の安全対策工事の状況報告を受けた。

(3) 自治体説明会「再掲]

ア 設計及び工事の計画に係る審査会合の概要(令和4年7月11日)

審査会合1回目から3回目までの審査状況(設計及び工事の計画の認可申請の全体概要、対応 状況等)についての説明会を開催した。

イ 設計及び工事の計画に係る審査会合の概要(令和5年5月16日)

審査会合4回目から9回目までの審査状況(設計及び工事の計画の認可申請の防波壁の健全性評価や漂流物衝突荷重の設定、取水槽の耐震評価等)についての説明会を開催した。

ウ 保安規定変更に係る審査会合の概要(令和6年4月4日)

審査会合1回目から4回目までの審査状況(保安規定変更の認可申請の全体概要、重大事故等対処設備に係る運転上の制限等)についての説明会を開催した。

(4) 中国電力からの聞き取り

鳥取県では計28回の中国電力からの聞き取りを行い、適宜設計及び工事の計画及び保安規定変更に係る審査会合の状況報告を受け、審査で課題となっている点などを聴取し、不明な点を質問するなど審査状況の把握に努めた。

(5) 米子市及び境港市による確認

ア 原子力安全対策合同会議(令和6年9月9日)[再掲]

国(原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省)、中国電力及び原子力安全顧問から、島根2号機の審査結果、国及び中国電力からの申入れへの回答、原子力安全顧問の意見等について説明し、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員及び傍聴者からの意見を聴取した。

イ 米子市議会(令和6年9月20日)

特別委員会を開催し、能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策等に係る国及び中国電力への申入れに対する回答を報告して、議会議員からの意見を聴取した。

ウ 境港市議会(令和6年9月26日)

全員協議会を開催し、能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策等に係る国及び中国電力への申入れに対する回答を報告して、議会議員からの意見を聴取した。

7 安全対策工事の状況(工事終了)

中国電力から、10月3日に安全対策工事が実施済(据付が完了し、動作することを確認)になったとの連絡を受けた。

【添付】

添付1:原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策【中国電力報告】(平成25年11月21日)

添付2:原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について(回答)【鳥取県・米子市・境港市回答】(令和4年3月25日)

添付3:原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について(回答)に 対する当社の対応について【中国電力回答】(令和4年4月7日)

添付4:国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)及び中国電力への申入れ内容及びその回答(令和6年4月、8月)

添付5:島根原子力発電所2号機の審査結果等に対する意見【原子力安全顧問】(令和6年9月9日)

添付6:住民の意見(原子力安全対策合同会議)(令和6年9月9日)

電 原 総 第 2 4 号 享成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

爲 取 系 知 事 平 非 砷 治 様

> 中属電力株式会社 教締役社長 苅 田 知 英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準 に係る安全対策について

拝啓、時下益々ご衝染のこととお慶び申し上げます。

- 平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く 御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力製福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子が等規制法)の設正に伴う新たな規制基準(新規制基準)が本年7月8日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請平続きを行い、新規制基準への適合性について医の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所2号機におけるこれらの対策について 「島根原子力発電所に低る鳥政県民の安全確保等に関する協定:(平成 23年12月25日付)第6条の規定に基づき、別添のとおり報告します。 当社上いたしましては、<u>島根原子力発電所の安全</u>性を不断に追求し続け

当社といたしましては、励起原子力発電所の安全性を不断に追求し続けるとおもに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、 何今よろしくお願い申し上げます。

敬 異

<添付書類>

- ・高根原子力発電所の発電用原子が設置変更許可申請書(2号原子炉施 設の変更)
- ・原子炉設置変更許再申請の概要について(席根原子力発置所2号機)

添付2

第 202100325587 号防起第 3219 号-1 受境自第 4 1 - 1 号令和 4 年 3 月 2 5 日

中国電力株式会社 代表取締役社長 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木隆司

境港市長 伊達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策に ついて(回答)

平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったこのことについては、安全を 第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く 求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映(バックフィット)し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義 として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、 人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任を

もって行うこと。

- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に 関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安 全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況 について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

島原本全第 1 号 2022年4月7日

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

> 中国電力株式会社 代表取締役社長執行役員 清水 希 茨

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る 安全対策について(回答)に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く 御礼申し上げます。

令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に対 し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご 理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめと した各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新 規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと 取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合に は、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたしま す。

2.原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き 真摯に対応いたします。

また、その状況を適宜、費果、米子市および境港市にご報告し、ご意 見に誠実に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく 丁寧に説明してまいります。

3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優 先で緊張感をもって、万全を期します。

このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整

備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に 対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってま いります。

4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に 反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を 停止することも含め、適切に対応してまいります。

- 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主 的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。
- 6. 鳥取県民の皆さまに信頼いただき、ご理解とご協力が得られるよう、 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の該実 な運用に努めることはもとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、 協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。
- 7. 費県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子 力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていた だきます。

また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をもった仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。

以上

国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)及び中国電力への申入れ内容及びその回答

1 国 (原子力規制委員会、内閣府、経済産業省) 及び中国電力への申入れ内容

照会先	照会事項
原子力規制	1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、
委 員 会	志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及
	び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性
	及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引
	き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。
	2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂
	正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような
	改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。
	3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修
	正を必要とする影響はあるのか。
内 閣 府	1 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等
(原子力防災)	により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承され
	た「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効
	性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要はあるのか。
	2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含
	めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。
	3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更
	なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。
経済産業省	1 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えるが、この
(資源エネ	度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。
ルギー庁)	2 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機の安全確保に向け
	てどのような対策を求めるのか。
	3~5 原子力規制委員会への照会事項の1、2、3
	6~8 内閣府(原子力防災)への照会事項の1、2、3
中国電力	1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、
株式会社	志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及
	び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機の安全確保対策はどうなのか。追加
	する対策が必要であればどうするのか。
	2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂
	正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があった。島根原子力発電所ではどうな
	のか。改善が必要であればどうするのか。
	3 新規制基準に適合している島根原子力発電所2号機について、同地震を踏まえて安全性についてど
	う認識しているのか。継続的な安全性向上に向けてどのような取組を実施するのか。
	4 同地震の教訓を踏まえ、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害が起こり、孤立集落発生、家屋 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	倒壊、道路損傷等により屋内退避や避難が困難となる住民が生じた場合について、貴社において屋
	内退避や避難の完全実施に向けどのような対策を考えているのか。